

平成 26 年 5 月 29 日

各保健所 生活衛生担当 殿

一般社団法人 日本トレーラーハウス協会
代表理事 大原



日々のご公務大変お疲れ様です。

東日本大震災以降、トレーラーハウスの新しい法律も出来たりでトレーラーハウスが大変注目をされております。

トレーラーハウスを利用した飲食等の提供を伴う営業許可についても、保健所へ様々な相談が寄せられていると思います。

トレーラーハウスを利用した場合の営業許可につきましては下記の二つに分けられます。

- ① 土地側の給排水・電気等と接続し飲食店営業をする場合。
 - ・ 通常の店舗としての営業許可での対応でお願い致します。
 - ・ 車検を取得の場合、車検無しの場合と両方の形式があります。
 - ・ 車検有り、車検無しに関わらず、ご面倒でも担当する建築行政（建築指導課等）に「車両を利用した工作物」として違法性がないかの照会を行ってください。

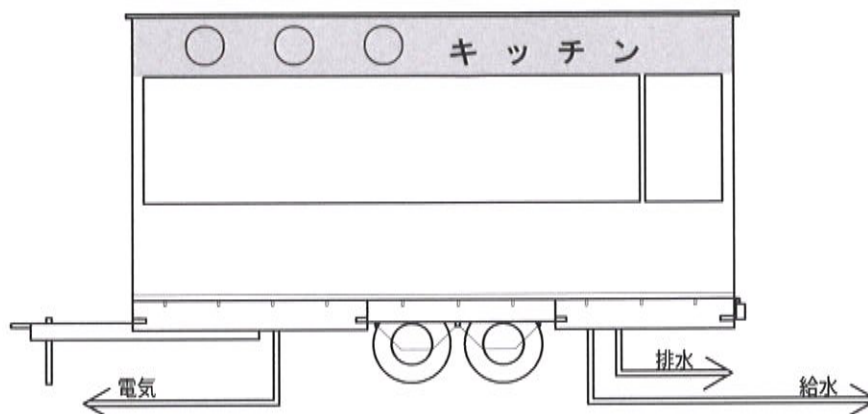
- ② 給排水・電気等を積載して利用する場合
 - ・ 自動車営業（ケータリングカー）としての対応でお願い致します。
 - ・ 車検取得が条件になります。
 - ・ トレーラー（非牽引車）の場合そのトレーラー自体に駆動装置が無い為、営業中においては牽引車もしくは牽引装置を接続しておかなければなりません。
公道等においては牽引車、公園等においては牽引装置が必要です。

別紙でわかりやすい図解を添付いたします。

一般社団法人 日本トレーラーハウス協会
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-5
日本橋 FK ビル 9F
TEL 03-5614-0941 FAX 03-5614-0942

① 土地側の給排水・電気等と接続し飲食店営業をする場合→通常の飲食店営業

地区建築行政に「車両を利用した工作物」としての違法性がないか？と照会して頂いた後、通常の店舗営業での許可をお願い致します。

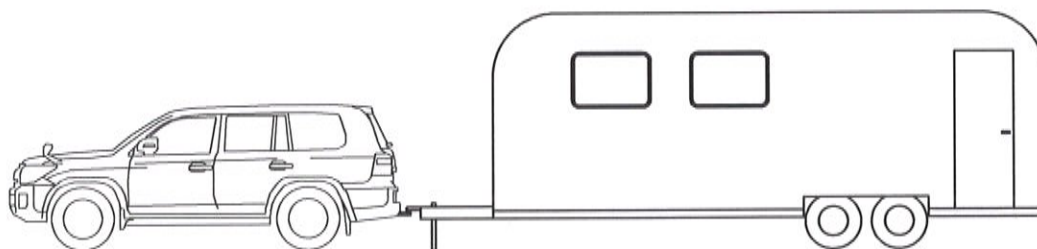


- ・一定の土地に定置して営業するため、土地側の給排水・電気と接続します。
- ・車検付き/車検無しの両方があります。

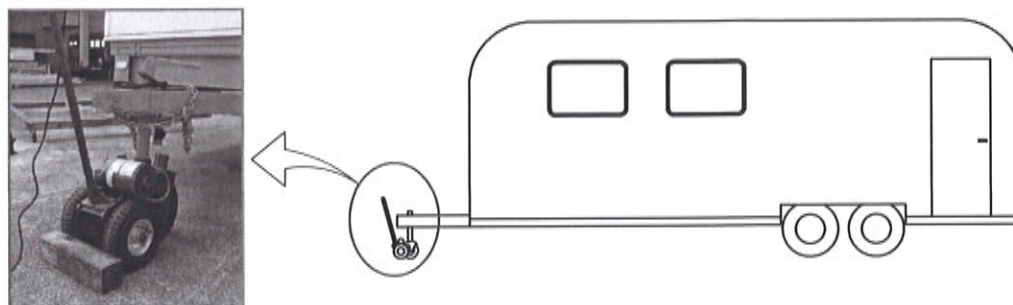
② 給排水・電気等を積載して利用する場合→自動車営業

自動車営業になりますので、地区建築行政への照会は必要ありません。

公道等で営業する場合は、けん引車が必要になります。



公園等でけん引車が進入できない場合は、けん引装置が必要です。



- ・車検は必要になります。
- ・営業中は必ず、けん引車もしくはけん引装置を接続しなければなりません。